

横手市議会 平成24年第1回3月定例会提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	
報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	落雪による破損事故の損害賠償
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	除雪車による物損事故の損害賠償
報告第3号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
報告第4号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度横手市一般会計補正予算(第8号))	除雪経費が不足したことについて緊急対応の必要により、1月16日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの

区分	議案等の名称	概要説明
議案第1号	横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例 (H24.04.01施行)	横手市が建設するごみ処理統合施設の運転及び管理等に関することを審議する委員会を設置するための条例の制定。
		名称 横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会
		所掌事項 統合施設の運転及び管理、周辺環境の調査に関すること等。
		組織 委員25名以内（関係者等）
		その他 任期・会議・規則への委任 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
議案第2号	横手市暴力団排除条例 (H24.04.01施行)	横手市が市民とともに暴力団を排除することを目的とした条例の制定。
		目的 暴力団の排除について、基本理念を定め、市と市民の責務を明らかにし、必要事項を定めることにより、暴力団の排除を推進する
		基本理念 暴力団を「恐れない」「金を出さない」「利用しない」
		具体的な施策 公共工事の入札からの排除 行事、祭りからの排除に努める。
		その他 啓発運動や情報提供について
議案第3号	横手市水道事業及び下水道事業の 剰余金の処分等に関する条例 (H24.04.01施行)	地域主権改革一括法の施行に伴い、剰余金の処分等について必要な事項を定めるもの。
		利益の処分等 利益の処分、各積立金の積立等
		資本剰余金の処分 処分の方法等
議案第4号	横手市病院事業の剰余金の処分等 に関する条例 (H24.04.01施行)	地域主権改革一括法の施行に伴い、剰余金の処分等について必要な事項を定めるもの。
		利益の処分等 利益の処分、各積立金の積立等
		資本剰余金の処分 処分の方法等

区分	議案等の名称	概要説明
議案第5号	横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例 (H24.04.01施行)	増田地域に移動用通信用鉄塔施設を設置するもの。 主 な 横手市増田町滝ノ下局の追加 内 容 (横手市増田町狙半内字滝ノ下6番地1)
議案第6号	横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (H24.04.01施行)	国家公務員における休息時間の廃止及び勤務時間の改定に準じ、現行条例を改正するもの。 勤務時間の変更 1週間あたり 40時間⇒38時間45分 1日あたり 8時間⇒7時間45分 休息時間の定めを削除 その他 横手市一般職の職員の給与に関する条例、横手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
議案第7号	横手市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (H24.04.01施行)	横手市地域づくり相談員の定めを追加するもの。 主 な 横手市地域づくり相談員の報酬 内 容 月額 48,000円 旅費 別表1相当額
議案第8号	横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (公布日施行 一部 他の施行日あり)	地方税法等の改正による諸規定の改正。 たばこ税 1000本につき4,618円⇒5,262円 旧3級品 2,190円⇒2,495円 (H25.4.1施行) 退職所得 個人住民税の10%税額減税⇒廃止 (H25.1.1施行) 個人住民税の均等割 3,000円⇒3,500円 (適用:H26年度以降) その他 雑損控除額の特例の定め等
議案第9号	横手市高齢者センター設置条例の一部を改正する条例 (H24.04.01施行)	健康管理室を一般利用に供するための改正 健康管理室の使用料⇒他の部屋と同額にする。

区分	議案等の名称	概要説明
議案第10号	横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例 (H24. 04. 01施行)	憩寿園の定員を増員するための改正と文言の整備 憩寿園の定員54人⇒58人
議案第11号	横手市介護保険条例の一部を改正する条例 (H24. 04. 01施行)	第5期介護保険計画における保険料を定めるもの 保険料の段階 6段階⇒7段階 第1段階・第2段階 30,800円 第3段階 46,200円 第4段階 61,600円 第5段階 77,000円 第6段階 92,400円 第7段階 107,800円 第5段階と第6段階の区分 前年の合計所得金額 190万円 第7段階 前年の合計所得金額 400万円以上
議案第12号	横手市自転車駐車場条例の一部を改正する条例 (H24. 05. 01施行)	横手駅西口に自転車等駐車場を新たに設置するため現行条例を改正するもの 横手駅前自転車駐車場 ⇒ 横手駅東口自転車駐車場 新設 名称 横手駅西口自転車等駐車場 位置 横手市駅前町14番地2ほか
議案第13号	横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例 (H24. 04. 01施行)	地域主権改革一括法の施行に伴い、入居者資格等について必要な事項を定めるもの。 目的 住民生活の安定及び社会福祉の増進に寄与する(地域主権改革一括法の施行にともなう条文の整理) 入居者の資格 単身で入居可能なものの定めを明確化 ・60歳以上のもの ・自立可能な障がい者 ・配偶者暴力防止法に規定する被害者のうち条件に適合する者 その他 横手市定住促進住宅条例の一部改正

区分	議案等の名称	概要説明
議案第14号	横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例 (H24. 04. 01施行)	貸付期間を満了した若者定住促進住宅の分納貸付期間終了による無償譲渡のため、その一部を廃止しようとするもの。 ・文言の整理。
		内容 別表 9号棟、及び10号棟の項を削る
議案第15号	横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (H24. 04. 01施行)	地域主権改革一括法の施行に伴い、政令が改正されたことによる改正。
		条例で定める風致地区 面積が10ha未満⇒政令で定める基準
議案第16号	横手市都市公園条例の一部を改正する条例 (H24. 04. 01施行)	地域主権改革一括法の施行に伴い、都市公園法が改正されたことによる改正。
		都市公園の配置及び規模に関する技術的基準建築や面積割合に関する基準について、条例で定めるよう法改正があったため。
議案第17号	横手市火災予防条例の一部を改正する条例 (H24. 07. 01施行)	危険物の規制に関する政令の改正に伴い、関係部分の整理を行うもの。
		内容 「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」を危険物として定めたことによる改正
議案第18号	横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例 (H24. 04. 01施行)	危険物の規制に関する政令の改正に伴い、関係部分の整理を行うもの。
		内容 「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を項目に追加する
議案第19号	横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 (H26. 04. 01施行)	学校給食センターの設置及び再編を行うための条例の改正。
		現在の横手・増田・十文字・山内の4学校給食センターを廃止し、横手学校給食センターを新設するもの
		新設される横手学校給食センターの位置 横手市八幡字下長田40番地
議案第20号	横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例 (H24. 04. 01施行)	地域主権改革一括法の施行に伴い、図書館法が改正されたことによる改正。
		図書館協会 委員の委嘱の定め(基準)を追加(法の基準を参酌して条例で決めるもの)

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第21号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例 (H24.04.01施行)	雄物川中学校、大森中学校の廃止に伴い隣接する社会体育施設を廃止するもの。	
		別表中 横手市雄物川柔剣道場、横手市大森武道館の項⇒削除	
議案第22号	横手市国土利用計画について	横手市国土利用計画を定めるため、議会の議決を求めるもの。	
		1. 市土 利用の基 本構想	・基本方針 ・地域類型別の基本方向 ・利用区分別の基本方向
		2. 目標 等及び地 域別の概 要	・基準年次 平成21年 ・目標年次 平成29年 ・規模の目標 区分毎に設定 ・地域区分 8区分
		3. 必要 な措置の 概要	・公共の福祉の優先など9項目
議案第23号	工事請負契約の締結について	横手地区中学校統合事業 横手北中学校屋外体育施設 建設工事	
		工事場所	横手市静町字鶴田37番地 地内
		契約の方 法	指名競争入札
		契約金額	371,175,000円
		相手方	横手市平和町10番30号 ○(株)大和組・創和建设(株)・(株) 高橋建業 横手地区中学校統合事業 横手 北中学校屋外体育施設建設工事特定建設工 事共同企業体 ○代表者 株式会社大和組 代表取締役 大和 康範
議案第24号	工事施行協定の変更について	横手駅東西自由通路等新設工事に関する変更施行協定 (平成22年3月25日議決)の協定金額の変更	
		変更額	2,641,707,000円 ↓ 2,569,101,000円 (72,606,000円の減) 参考 当初協定額 (平成21年6月26日議決) 2,648,210,000円

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第25号	権利の放棄について	債権者の破産に伴い、時効による不納欠損が不可能となった徴収不納債権について、債権の放棄をしようとするもの	
		内 容	横手衛生センター処理槽内定期清掃業務委託の契約解除に伴う違約金の徴収
		放棄額	契約解除に伴う違約金（委託契約額の1/10） 212,625円
議案第26号	市道路線の廃止について	6路線の廃止	
		①塚堀赤川線（延長2101.30m） 道となった県道移管箇所の確定による起終点変更。	
		②駅西線（延長830.50m） 横手駅西口の完成による終点変更。	
		③寿町駅前線（延長381.40m） 本荘街道踏切の閉鎖に伴う起点変更。	
		④平城町寿町線（延長207.90m） 本荘街道踏切の閉鎖に伴う終点変更。	
		⑤下道線（延長160.40m） 市道平野沢線の道路改良に伴う起点変更。	
		⑥六町大上橋線（延長702.10m） 市道上薄井大上線の道路改良に伴う終点変更。	

区分	議案等の名称	概要説明
議案第27号	市道路線の認定について	<p>8路線の認定</p> <hr/> <p>①塚堀赤川線（延長1191.93m）</p> <p>廃止⇒認定 以下②③④⑦⑧同じ</p> <hr/> <p>②駅西線（延長894.76m）</p> <hr/> <p>③寿町駅前線（延長325.93m）</p> <hr/> <p>④平城町寿町線（延長291.60m）</p> <hr/> <p>⑤駅西三枚橋線（延長130.88m）</p> <p>三枚橋地区土地区画整理事業に伴う、新設道路の認定。</p> <hr/> <p>⑥薄井六町線（延長2626.50m）</p> <p>旧道となる県道の移管。</p> <hr/> <p>⑦下道線（延長236.60m）</p> <hr/> <p>⑧六町大上橋線（延長643.56m）</p>
議案第42号	平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	市営温泉施設特別会計へ一般会計から170,182千円以内を繰り入れる。
議案第43号	平成24年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて	集落排水事業特別会計へ一般会計から246,776千円以内を繰り入れる。
議案第44号	平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて	浄化槽市町村整備推進事業特別会計へ一般会計から27,318千円以内を繰り入れる。